

建設工事（委託業務等）競争入札心得

R7. 4. 1以降

（総則）

第1条 余市町（以下「町」という。）が発注する工事請負（委託業務等）の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約予定金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、町を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

（入札）

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、記名押印のうえ、封書にて提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 建設工事の入札参加者は、前項の入札書記載金額の内訳書を作成し、記名押印のうえ、入札書に同封し提出（入札箱に投入）しなければなりません。

3 郵便による入札を認める場合において、第1項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封書に「〇〇工事入札書」（「〇〇業務入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札会場での規律等）

第5条 入札参加者は、入札会場において携帯電話等の通話機器を使用してはなりません。入札会場においては、通信機器の電源を切るかマナーモードにしなければなりません。

2 入札参加者が、入札会場での規律を守らない等、入札の公平な執行を妨げる行為をする恐れがあるとき、または、その行為をしたときは、入札執行者は、退場を命じ、辞退として取り扱うことがあります。

3 入札参加者について、入札開始後の途中入場は認めません。また、途中退場した場合の再入場は認めないこととし、退場以後は辞退として取り扱うこととします。

（代理）

第6条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者、又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（1） 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

（2） 入札書の記載金額を加除訂正した入札

（3） 入札書に記名押印がない入札

（4） 所定の入札保証金の納付又はそれに代わる担保の提供のない者のした入札

（5） 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

（6） 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

（7） 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

（8） 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

（9） 入札の参加に必要な資格のない者がした入札

（10） 無権代理人がした入札

（11） 建設工事の入札において、内訳書に記名押印のないもの、入札金額の内訳として必要な事項の記載がないもの、内訳書の工事名の誤記及び入札金額と内訳書の合計額の相違等の不備があった入札

（12） 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はそれ以上の金額をもってした入札

（13） 入札に関する条件に違反した入札

（14） その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

（開札）

第9条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札等）

第10条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

2 再度入札は、初度入札を含め3回までとします。また、再度の入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、予定価格を超えて入札した者として、前々までの入札で無効とされた者や辞退を行ったものは、参加することができません。

- 3 前項の規定による再度入札への入札参加者のうち、初度の入札のときに、最低制限価格を設定した場合で、その最低制限価格を下回る価格で入札した者も参加できるものとします。
- 4 3回の入札で落札に至らなかった場合は、最低の価格で入札した者と随意契約に移行いたします。ただし、随意契約に移行しないと入札執行者が判断したとき又は建設工事の入札で町が指定するものについて3回目の入札で落札に至らなかった場合には、随意契約へは移行せずに不調といたします。
- 5 建設工事の入札において第2項の規定による再度入札を行う場合、内訳書の提出は必要ないものとします。

(落札者の決定)

- 第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

- 第12条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。
- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、公正入札調査委員会の行う調査に協力しなければなりません。
 - 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

- 第13条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- 2 初度の入札から数えて3回目の入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。

(契約の締結)

- 第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

- 第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を町に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

- 第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の納付を免除します。
- 2 前項の履行保証保険は、定額で補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
 - 3 第1項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
 - 4 契約保証金に代える担保として、銀行、町長の指定する金融機関又は他の金融機関及び保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

- 第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金、又はそれに代える担保の一部、又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札の取りやめ等)

- 第18条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

- 第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号の掲げるところにより申し出てください。
- (1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。
 - (2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことはありません。